令和2年(2020 年)7月 21 日
令和2年度第1回介護保険運営協議会
【資 料 2−2 】

横須賀市介護保険運営協議会の審議事項の取扱いについて

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則第31条に基づき、協議会の運営に関して必要な審議事項の取扱いを以下の表のとおり定める。

<table>
<tr><th>事 前 審 議</th><th>事 後 審 議</th></tr>
<tr><td>意 見 聴 取 事 項
地域密着型サービス（介護予防を含む）
・本市の募集による新規事業者の指定又は指定しないことについて［協議会決定、法、規則］
・国の定めた報酬に替えて市町村独自の報酬を定めることについて［法］
・新規事業者を募集により選定することについて［任意］</td><td>意 見 聴 取 事 項
・本市の募集によらない新規事業者の指定又は指定しないことについて［協議会決定、法、規則］
・その他サービスの質の確保、適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について［全国会議］
報 告 事 項
・指定更新について（市外の事業者を含む）［協議会決定］
・市外の事業者の指定について［要領］
・市内の事業所を市外の被保険者が利用することの同意について［要領］
・廃止の届出について［要領］</td></tr>
<tr><td>意 見 聴 取 事 項
介護予防支援事業者
・新規事業者の指定又は指定しないことについて［法］
・廃止の届出について［任意］</td><td>報 告 事 項
・指定更新について［任意］</td></tr>
<tr><td>承 認 事 項
地域包括支援センター（以下：センター）
・センターの担当する圏域の設定について［国通知］
・センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更について［国通知］
・センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施について［国通知］
・センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について［国通知］
・その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について［国通知］
意 見 聴 取 事 項
・センターの業務に係る方針に関することについて［国通知］</td><td>意 見 聴 取 事 項
・センターの運営に関することについて［国通知］
・センターの職員の確保に関すること［国通知］
報 告 事 項
・その他の地域包括ケアに関することについて［国通知］</td></tr>
</table>

＊介護保険制度の運営、その他介護保険制度について必要な審議は、案件の内容により個別に判断し取扱うものとする。

＊「法＝介護保険法」、「規則＝横須賀市介護保険条例等施行取扱規則」、「要領＝横須賀市地域密着型サービス事業等の適正な設置運営に関する指導要領」、「全国会議＝平成17年９月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料」、「国通知＝平成18年10月18日厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長通知」

この取扱いは、令和２年４月１日から施行する。